緊急事態条項(国会機能維持)の主な論点(イメージ)

令和7年3月13日(木) 衆議院法制局 衆議院憲法審査会事務局

国会機能維持

・いかなる場合でも国会の立法機能・ 行政監視機能を維持すべき

どうしても国会機能を維持できない場合の内閣による対応

緊急政令・緊急財政処分

(広義の)緊急事態条項

◎ 議員任期特例 [緊急時]

・選挙困難事態の発生時には、選挙 期日を延期した上で、その前日ま で国会議員の任期を延長(解散後 等の場合は身分復活) ① 選挙困難事態の立法事実

・選挙困難事態の発生が想定できるか否か

② 参議院の緊急集会の射程

○ オンライン国会 [緊急時]

・議場に参集困難な場合等に、オン ラインにより出席可 R4.3.3 憲法審査会 議決

R4.3.8 憲法審査会から議長に報告

→ 引き続き議運で検討

R6.6.21 オンライン参考人の衆議院規則改正

R7.2.18 オンライン参考人の憲法審査会規程改正を議運に申入れ

③ 臨時会召集期限 [平時も含めて]

・臨時会召集要求に係る召集期限を 「20日以内」等と憲法上明記

4 解散権制限

- ・選挙困難事態の発生時には、衆議 院解散を禁止[緊急時]
- ・時の内閣による恣意的な解散権行 使を制限「平時も含めて]